# 小牧市立地適正化計画の居住誘導区域における土砂災害特別警戒区域の除外について

### 1 経緯

H29. 3月 小牧市立地適正化計画策定(居住誘導区域の設定)

H30.3月 愛知県が土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)を追加指定

R 3.10月 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(R2.9.7 施行)に伴う同法施行 令の一部改正により、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域(災害防止 のための措置が講じられている場合を除く。)並びに土砂災害特別警戒区域に ついては、居住誘導区域を定めない区域と明記

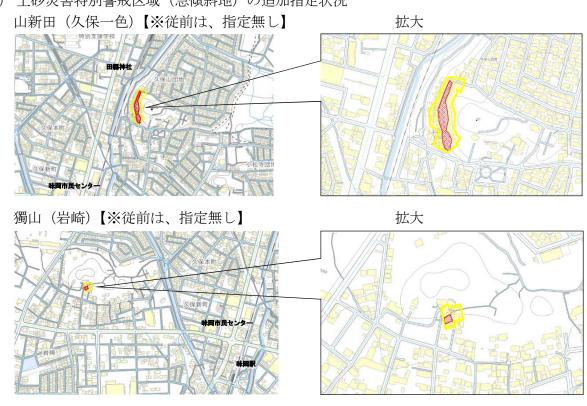
→いわゆる「災害レッドゾーン」には居住誘導区域を定めてはならない

※災害レッドゾーンとは、建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域及び都市再生特別措置法施行令第30条に規定予定の地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域 <指定状況>

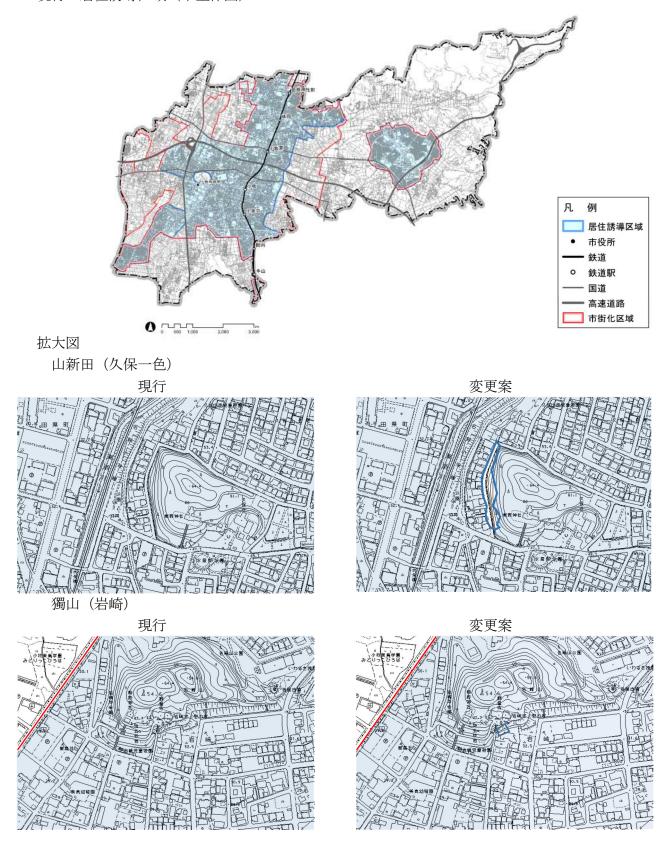
111/2/100			
災害レッドゾーン		市内	
			居住誘導区域内
災害危険区域		無	無
地すべり防止区域		無	無
急傾斜地崩壊危険区域		無	無
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地	有	有
	土石流	有	無
	地すべり	無	無

### 2 変更内容

ア) 土砂災害特別警戒区域(急傾斜地)の追加指定状況



# イ) 立地適正化計画(居住誘導区域)の変更案 現行の居住誘導区域(市全体図)



※従前から、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)については、小牧市地域防災計画に基づく避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備、避難訓練の適宜実施、小牧市防災ガイドブックの配布などの対応を行うことをもって、立地適正化計画においては居住誘導区域に含めています。

## 3 今後のスケジュール

2月中旬 都市計画審議会に除外方針を報告

~ 該当地権者にお知らせ

5月中旬~6月中旬 パブコメ

7月中旬 パブコメ結果公表

8月中旬 都市計画審議会に諮問

9月中旬 公表・周知

### 〈参考〉

・変更後、地権者の手続きに変化はあるか?

下記対象行為となる建築物を<u>居住誘導区域外の敷地に建築する場合※</u>、都市再生特別措置法第88条の規定により届出が必要となります。

#### 【届出の対象となる行為】

- ・3 戸以上の住宅を新築する場合
- ・建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※同一敷地において居住誘導区域内外が存在する場合の考え方

